

令和 6 年度第 1 回 検討委員会の主な意見と対応

主な意見と課題	対応
(1) 台東区特性・まちづくりの方針	
上野地区まちづくりビジョンでは地域ルールの方針を定める旨が示されており、浅草地区まちづくりビジョンでも歩きやすいまちづくりを目指すなかで駐車場のことも考える旨が示される予定と理解しているが、それ以外の地区についてはどのように考えていくのか。	⇒上野・浅草以外の地区では、まちづくりの方針が示されている段階ではないが、地域ルールや駐車場の出入口設置の制限といった独自制度の検討が必要な場所が今後出てくる可能性がある。
(2) 駐車場整備計画検討の考え方（案）	
台東区は観光バスの駐車対策として先進的な取組をしており、今回の整備計画のなかでは当該内容には言及しないということだが、観光バスに関する計画は既に策定しているのか。	⇒台東区観光バス対策基本計画を平成29年に策定しており、それに基づく取組を実施している。
歩行者中心のまちづくりを進めるうえで、駐車場のことが考慮されていないという指摘が様々な地区で出されてきたので、歩行者中心のまちづくりと駐車場をどうリンクさせるかを考えてほしい。	⇒歩行者中心のまちづくりを考えるにあたっては、駐車場の供給量のマネジメントや適正配置についても留意しながら検討を進めていく。
(3) 駐車実態調査の実施状況報告	
駐車場の整備台数について現状では時間貸し・月極・専用車庫の内訳しか示されていないが、コインパーキングについては整備台数の取扱い等について整理を要することから、都市計画駐車場等の公共の用に供する駐車場とコインパーキング等を区別して、駐車場のタイプ別に集計してほしい。	⇒駐車場の整備台数について、建物に附帯する駐車場と、その他の駐車場（コインパーキング等）に分けて内訳を集計した。 【資料2のp.18に記載】
コインパーキングは次のまちづくりまでの暫定的な設置という話があったと思うが、新たなまちづくりを行う際に撤去されるリスクもあるため、（将来の駐車需給バランス等を考える際に）その点をどう整理するかを考える必要があると思う。	⇒将来の駐車需給バランスの前提となる将来供給量の推計にあたっては、建物附帯の駐車場とその他の駐車場（コインパーキング）の整備台数を区別して算定を行った。 【資料2のp.17-18に記載】
今後上野や浅草地区で地域ルールの策定を検討するにあたり、現時点で対象区域はどの程度の範囲を想定しているか。	⇒いずれの地区においても、現時点では地域ルールの対象区域の範囲は明確に定まっていない。

主な意見と課題【発言者】	対応
(3) 駐車実態調査の実施状況報告	
路上駐車の実態について、すべての道路が同じように示されているが、実際には幹線道路と生活道路では全く異なるので、幹線・準幹線・生活道がそれぞれの路線が分かるように整理したほうがよいと考える。また、警視庁が、取締の重点路線や重点地域を指定していると思うので、それも併せて確認してほしい。	⇒路上駐車の対象路線について、幹線道路（国道もしくは都道）かそれ以外の道路かが分かるよう整理を行った。また、台数の調査結果については、ピーク時における道路延長 100m あたりの路上駐車台数で地区ごとの比較がしやすいように整理した。 【資料 2 の p.9 に記載】
地図上に、上野・浅草・中部・南部の各地区の範囲が分かるように示してほしい。	⇒調査対象範囲の地図上に、各地区の範囲を追記した。 【資料 2 の p.1 に記載】
- 供給は駐車場だけ数えればよいが、需要は実際の目的地付近に駐車場がないため、遠くに停めたり、違法駐車したりする場合があると思う。全体の需要の計算方法のイメージを教えてください。 - 様々な方法があり、駐車原単位を算出して面積を乗じる場合もあるし、実際の調査結果だけで算出する場合もある。	⇒調査結果に基づいた駐車需給バランスの整理を行っており、供給量と需要量の考え方についても整理した。 【資料 2 の p.13-20 に記載】
(4) 今後のスケジュール（案）	
※特段意見は無し	
(5) その他	
- 駐車場整備計画を通じて実際に駐車場供給量をコントロールする際は、附置義務駐車施設に対する施策が中心となるのか。 - コインパーキングの許認可や、路上駐車の実態調査等、附置義務以外の駐車施設への対応も考えるのか。駐車施策全体が今後イメージできるようにできればいいと思う。	⇒附置義務駐車施設に関する検討はあくまで施策の一つであり、駐車場整備計画の議論を進めるにあたっては、荷捌きルールや路上駐停車の整序化といった、附置義務以外の駐車需要に対する対応についても検討する必要があると考える。 【駐車施策の方向性について、資料 3 の p.3-5 に記載】
駐車場整備計画では、台東区全体における駐車場の整備計画をまず考え、そのなかで各地区の駐車場整備の在り方や、附置義務・地域ルールの在り方等を検討していくので、計画全体の構造が分かるようにしてほしい。附置義務や地域ルールの話ばかりになり、台東区全体の整備計画にならないのは問題なので、うまく交通整理できるような資料を作してほしい。	⇒前回委員会で示した「駐車場整備計画検討の考え方」（前回委員会の資料 1）とあわせて、駐車場整備計画の位置づけや役割の変化、計画全体の項目構成について整理した。 【資料 3 の p.2-3 に記載】

以上